

## 児童指導員について

児童指導員は任用資格のため、資格認定試験や資格証明書といったものが存在しない。そのため、下の表の①～⑩に該当する者は、下の表に記載されている証明書類をもって、児童指導員としての配置が可能である。

資格要件	証明書類
① 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校 その他の養成施設を卒業した者	卒業証書の写し
② 社会福祉士の資格を有する者	資格証の写し(合格証では不可)
③ 精神保健福祉士の資格を有する者	資格証の写し(合格証では不可)
④ 学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)において、 社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科 又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	学部・学科・専攻の記載がある 卒業証書の写し(※3)
⑤ 学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)において、 社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位 を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の 規定により大学院への入学を認められた者	左記理由により大学院への入学 が認められたことの証明書の写し
⑥ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理 学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相 当する課程を修めて卒業した者	研究科の記載がある卒業証書の 写し(※3)
⑦ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは 社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒 業した者	学部・学科・専攻の記載がある 卒業証書の写し(※3)
⑧ 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒 業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認 められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了 した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教 育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以 上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉 事業(※1)に従事したものの	高等学校卒業以上に該当するこ とを示す卒業証書の写し(大学 の卒業証書も可) 及び 2年以上かつ360日以上児童福 祉事業に従事したことを証明す る実務経験証明書の原本
⑨ 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教 育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭(※2)の免許状を 有する者であって、知事が適当と認めたもの	教員免許の写し
⑩ 3年以上児童福祉事業(※1)に従事した者であって、知事が 適当と認めたもの	3年以上かつ540日以上児童福 祉事業に従事したことを証明す る実務経験証明書の原本

※ 1 児童福祉事業とは、社会福祉法第2条で定める社会福祉事業のうち次の事業をいう。

### 第1種社会福祉事業

児童福祉法に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業

### 第2種社会福祉事業

児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、又は小規模住居型児童養育事業、児童福祉法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業  
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)に規定する幼保連携型認定こども園を経営する事業

※ 2 教諭には、養護教諭や栄養教諭は含まれない。

※ 3 相当する課程で届出をする場合は、卒業証書の写しに加えて履修証明書の写しも提出すること。